

第 90 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議  
持ち回り（書面）開催 議事概要

日付 令和 4 年 1 月 12 日（水）

議題 1 「本県の現状について」

[結果]

資料 1 は、1 月 11 日現在における香川県の現状についてであるが、医療提供体制については、確保病床使用率は 19.7%、確保重症病床使用率は 0%、直近 1 週間の人口 10 万当たり療養者数は、17.4 人となっている。感染状況については、直近 1 週間の累積新規感染者数が 155 人、人口 10 万人当たり 16.3 人となり、香川県対処方針に定める「感染拡大防止対策期」への移行基準である 15 人を超えている。

医療提供体制について、大きな負荷は認められないものの、このまま感染の拡大が続き、感染者数が増加していくことになれば、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率も必然的に高まり、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがある。

議題 2 「本県における今後の対応について」

[結果]

お正月が過ぎ、これから年度末に向け、人の動きが活発化すると考えられることから、感染の急拡大を食い止めるため、香川県対処方針に基づき、1 段階対策期を引き上げることとし、1 月 13 日（木）から 1 月 31 日（月）までの間、「感染拡大防止対策期」に位置づけることとする。

感染拡大防止対策期における対策については、資料 2 - 2 の 2～3 ページに記載のとおり、「感染拡大防止対策期」において、県民の皆さまに対しては、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛していただくことや、会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気や三密回避を徹底していただくこと、ワクチン・検査パッケージ制度が適用された場合を除き、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食を避けることなどを含め、感染拡大防止のための行動を強く意識して実践していただくよう、特措法第 24 条第 9 項に基づき協力を要請するものである。

さらに、5 ページに記載のとおり、飲食店の事業者の皆さまにも、ワクチン・検査パッケージ制度が適用された場合を除き、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食を避けるよう、協力を要請するとともに、事業者の皆さまには、クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とする事業継続計画（BCP）を策定されている事業者が多いと思うが、

これについて再確認いただき、まだ策定されていない場合は、災害等を含めた不測の事態に対処するための事業継続計画を早急に策定していただくよう、協力を要請する。

**資料 2-3**の香川県対処方針については、1月7日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、国の基本的対処方針が変更になったことを受け、所定の改正を行うものである。

### 議題 3 「その他」

[結果]

(「新うどん県泊まってかがわ割」の取扱いの一部変更について)

**資料 3-1**の「新うどん県泊まってかがわ割」については、現在、県内にお住まいの方や、徳島、愛媛、兵庫、岡山の4県在住者を対象に、3月10日までの県内旅行の助成について予約を受け付けている。

「感染拡大防止対策期」への移行に伴い、明日1月13日から、4名以下の旅行に限定して新規予約を受け付けることとする。ただし、同居家族のみの場合は、人数制限の対象とせず、助成を適用する。

なお、対象となる現在の隣県において、新規予約を停止した場合は、「新かがわ割」についても、当該県在住者の新規予約を停止する。

(学校における対応等について)

**資料 3-2**の学校における対応については、県立学校では、新学期を迎え、学校に関連した感染も懸念されることから、「感染拡大防止対策期」への移行を受け、感染症対策や健康観察を徹底するとともに、部活動では、全国大会やブロック大会等への参加を除き、宿泊を伴う活動や、県外での練習試合への参加等は実施しないこととした。

また、市町教育委員会にも、県立学校の対応を通知し、市町の実情に応じた感染症対策の徹底を図るよう依頼している。

なお、資料にはないが、宿泊療養施設の設置について、現在、高松市内に3施設を開設しているが、丸亀市内に4棟目を設置することとし、本日、この宿泊療養施設の準備に着手した。

(県民の皆さまへお願い)

最後に、**資料 2-1**は、私から県民の皆さまへの「感染拡大防止対策期」におけるメッセージである。

現在、諸外国を大きな感染の波が襲っており、我が国においてもオミクロン株を含めた新規感染者数が急増する中、本県においても、オミクロン株の陽性が確認されたことなどを受け、1月3日以降、「感染警戒対策期」として、感染防止対策を講じつつ、社会経済活動の維持・回復に向けた取組みを行ってきた。

しかしながら、昨日1月11日時点で、直近1週間当たりの累積新規感染者数が155人に達するなど、感染拡大傾向が続いており、医療提供体制においても、確保病床使用率が20%前後にまで増加してきていることから、香川県対処方針に基づき、1月13日（木）から対策期を1段階引き上げ、「感染拡大防止対策期」に移行し、引き続き感染拡大の防止に努めていくこととする。

全国的にオミクロン株への置き換わりが進んでおり、今後の感染再拡大を何としても食い止める必要があることから、県民の皆さまには、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛していただくことや、会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気や三密回避を徹底していただき、さらに、ワクチン・検査パッケージ制度が適用された場合を除き、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるなど、これまで以上に、適切な感染防止対策を徹底のうえ、行動していただくようお願いするとともに、感染リスクが高い環境にあるなど感染不安を感じる方は、県の登録を受けた医療機関、薬局等において、PCR等の無料検査を受けていただくようお願いする。

事業者の皆さまには、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底されるようお願いするとともに、クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画を再確認いただき、未策定の場合は、早急に策定していただくようお願いする。

飲食店の皆さまには、感染拡大防止を図るための「かがわ安心飲食店認証」を積極的に取得されるようお願いする。

ワクチン接種については、12月から3回目の追加接種が始まったが、1、2回目の接種も可能であるので、まだ接種がお済みでない方は、各市町にお問い合わせいただき、ぜひ早めの予約をお願いしたい。

県としては、感染の拡大を極力抑えるとともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康、暮らしを守れるよう、全力で取り組んでいくので、引き続き、ご理解、ご協力をお願いする。

最後に、「NO コロナハラスメント」のお願いである。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染するおそれがある。感染者や医療関係者、さらには、その家族などへの差別や偏見、誹謗中傷は決して許されない。また、ワクチンを接種していない人が、ワクチン接種を強制されたり、差別的な扱いを受けることがあってはならない。県民の皆さまには、正しい情報をもとに冷静な行動をとっていただくようお願い申し上げる。

当該事項は、書面審議により、原案どおり了承された。